

決裁年月日	6.11.26	決裁区分	市長・副市長・部長・課長	
		保存区分	永 10 . 5 . 3 . 1	
		フォルダー名	ドラッグコスモス龍ヶ崎店	
情報公開	公開・非公開の区分	公開 . 部分公開 . 非公開		
	非公開（一部非公開を含む。）とする理由	(龍ヶ崎市情報公開条例第9条第 号該当)		
	公開が可能となる時期(可能な範囲で記入)	年	月	日
文書発送	方法	郵便・持参・使送		
	表示	普通・書留・速達・親展		
	発送先	茨城県知事		
起案年月日		課名等	起案者職氏名	
令和6・11・26		商工観光課 企業支援G	主幹 福山 貴之 (内線402)	
市長 _____ 副市長 _____ 部長  次長  課長 _____ 課長補佐  主査・係長 _____ グループ員 _____ (合議) 企画課長  防災安全課長  生活環境課長   都市計画課長  道路公園課長  下水道課長   文書取扱主任 				
伺				
大規模小売店舗（ドラッグコスモス龍ヶ崎店）の変更届出に関する意見書について				
大規模小売店舗立地法第6条第3項において準用する第5条第3項の規定に基づき、令和6年11月21日付けで公告（茨城県告示第1297号）のあった、ドラッグコスモス龍ヶ崎店の変更届出（大規模小売店舗を設置している者）に関し、同法第8条第1項の規定により別紙のとおり意見書を提出してよろしいか。				
※ドラッグコスモス龍ヶ崎店の変更届出について、当該店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から、市大規模小売店舗立地意見調整会議（以下「調整会議」）を開催し、意見の集約及び調整を行い、意見書を県へ提出するところではありますが、今回の事案については、軽易な事案であるため調整会議は開催せず、調整会議設置要綱第4条第4項の規定を適用し、持ち回りによる調整で会議の開催に代える事とします。				

龍 商 第 1 1 2 号
令和 6 年 1 1 月 2 7 日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

龍ヶ崎市長 萩 原 勇

大規模小売店舗に関する意見書

大規模小売店舗立地法第 5 条第 3 項の規定に基づき令和 6 年 1 1 月 2 1 日付け茨城県告示第 1 2 9 7 号により公告のあった下記の大規模小売店舗について、同法第 8 条第 1 項の規定により意見を提出します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ドラッグコスモス龍ヶ崎店
所在地 龍ヶ崎市藤ヶ丘一丁目 1 番 1 外

2 届出者

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
三菱HCキャピタルエステートプラス株式会社
代表取締役 野々口 剛
住所
東京都千代田区丸の内一丁目 6 番 5 号

3 意見の内容

(1) 配慮を求める事項及び内容

事 項	配慮すべき具体的内容
なし	

(2) 理由

--

- (参考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 として下さい。
- 2 配慮を求める事項は、大規模小売店舗立地法第 4 条に基づく「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」に拠って下さい。